

議案第19号	三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	阪神間都市計画地区計画（北摂三田ウッディタウン地区計画）を変更することに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 建築基準法第68条の2</p> <p>【改正内容】 北摂三田ウッディタウン地区整備計画区域の「(ア)計画地区の区分」に「戸別住宅地区一Ⅲ」を追加し、建築物の用途の制限、敷地面積の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、高さの制限、壁面の位置の制限を規定する。(第3条～第6条、別表第2関係)</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>